(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第18条第3項の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この規程における用語の意義は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 役員等 理事、監事、委員(定款に基づき設置された委員会の委員)及びこれに 準ずる職務を担任する理事長が認めた者をいう。
 - (2) 費用弁償 役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の費用を弁 償することをいう。

(報酬の支給)

- 第3条 センターは、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤の役員等がセンターの職員を兼務し、給与が支給される場合には報酬は支給しない。
- 3 役員等(常勤の役員等をセンターの職員が兼務する場合を除く。)には賞与及び退職手 当は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等の報酬の額は、別表1に定める金額の範囲内とし、総会の承認を得て決定するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、日額又は月額をもって支給する ものとし、支給日は職員給与規程第6条第2項を準用するものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、 積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

- 第7条 センターは、役員等が職務のため旅行するときはその旅程についての費用及びその職務の遂行に伴い発生する費用についてはこれを弁償するものとする。
- 2 費用弁償の額は、別表2に定める額とし、理事会の承認を得て決定するものとする。
- 3 費用弁償の支給にあたっては、前条第1項を準用することができる。 (公表)
- 第8条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和6年6月12日から施行する。

別表1 報酬の額

1	理事長	日額	5,000 円
2	副理事長及び常務理事	日額	4,000 円
3	理事及び監事	日額	3,000 円
4	その他の役員等	日額	2,000 円

別表 2 費用弁償の額

1	管内職務	別表3に定める額
2	管外職務	センター職員の旅費に関する規程に定める額
3	その他の職務	実費

別表3 路程の額(役員等の居住地による)

1	花巻地区	500 円
2	東和及び石鳥谷地区	1,000 円
3	大迫地区	1,500 円
4	その他	実費